

項番	質問	回答
1	今回の追加給付の対象となる世帯はどのような世帯ですか。	<p>次のような世帯が対象となります。</p> <p>①平成25(2013)年8月～平成30(2018)年9月までの間 生活保護（基準生活費、母子加算）を受給されていた全ての世帯</p> <p>②平成30(2018)年10月～令和8(2026)年3月までの間 生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障がいのある方で加算が算定されていた方（毎年12月に支給される期末一時扶助が算定された世帯）。</p> <p>※現在、保護を受給していない世帯であっても、上記の条件に当てはまる場合は対象となります。</p>
2	今回の追加給付の対象となるか確認してもらえますか。	<p>御本人様であることが確認できる書類を御用意のうえ、吹田市役所高層棟5階の臨時窓口までお越し頂ければ、対象期間における保護の受給状況等を回答できます。お電話やメールでの回答は行えませんが御了解ください。</p>
3	追加給付をもらうのに手続きが必要ですか。	<p>吹田市で生活保護を受給中の世帯は、手続きは不要です。</p> <p>過去に吹田市で保護を受給していた世帯については、申出書等の提出が必要となります（申出書の受付開始は、8月頃を予定しています）。</p> <p>※詳細が決まりましたら、市のホームページ、相談窓口、コールセンター等で御案内します。</p>
4	支給額を教えてください。	<p>支給額は、受給していた期間や世帯の状況によって異なります。正確な金額は算定後、「支給決定通知書」にて御案内いたします。</p>
5	現在は吹田市で生活保護を受けていますが、以前別の自治体で生活保護を受けていました。手続きが必要ですか。	<p>対象の期間（平成25(2013)年8月～平成30(2018)年9月、平成30(2018)年10月～令和8(2026)年3月）の中で吹田市で生活保護を受けていた期間分については、手続きは不要です。</p> <p>対象の期間に、別の自治体で生活保護を受けていた場合は、そちらに申出をしていただく必要がありますので、当時生活保護を受けていた自治体にお問い合わせください。</p>